

直結増圧装置等の維持管理にかかる誓約書

令和 〇〇年〇〇月〇〇日

堺市上下水道事業管理者 殿

工事申込者 〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 堺市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

氏 名 堺 太 郎

(社名・代表者名)

(申込者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇

直結増圧方式の給水装置(以下「増圧装置等」という。)の維持管理については、下記事項を遵守することを誓約します。

なお当該装置を第三者に譲渡する際には、下記事項を譲受人に対し必ず継承します。

記

(使用者等への周知)

増圧装置等について次のような特徴を理解し使用者に周知させ、増圧装置に起因する給水異常については当方で処理するとともに苦情等を上下水道局に一切申し立てません。

- 増圧装置等を設置した場合は、貯水槽のような貯溜機能がないため、上下水道局の配水管工事による断水及びメーターの取替え作業等の場合には、水の使用ができなくなることを周知します。
- 増圧装置の異常、故障等の緊急時に備え、管理人、維持管理業者の連絡先を記入した表示板を設置します。

(定期点検等)

増圧装置等の逆流防止の機能を適切に保つため、1年以内ごとに1回の定期点検を行うとともに、必要があれば修繕を行います。

(損害の賠償)

増圧装置等に起因して、逆流または漏水が発生し、上下水道局もしくは、その他の使用者等に損害を与えた場合は、当方で責任をもって補償いたします。

(管理人等の変更の届出)

増圧装置の所有者、管理責任者、または維持管理の指定業者等に異動または、変更が生じたときは、直ちに上下水道局担当課に届けます。

(配水管水圧によるポンプ稼働の有無)

配水管水圧の変動により、ポンプが稼働しない場合があっても、それについて上下水道局に対して苦情あるいは、異議申し立てを行いません。

(紛争の解決)

上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、増圧装置等に起因する紛争等については、当事者間で解決し、上下水道局に一切迷惑をかけません。